

第30回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成25年12月 9日

上富良野町農業委員会

第30回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成25年12月9日(月) 午後2時00分から午後3時05分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 11名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	欠員	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	10	石橋 信次
11	富田 成一	12	青地 修	13	中瀬 実

4 欠席委員

5 遅参委員

9	岡和田 淳
---	-------

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第4条及び第5条の諮問の答申について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第3号 農業委員会事務監査結果の報告について
- 日程第5 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について
- 日程第6 諮問第2号 農用地利用集積計画書の作成について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第3号 土地の現況証明下付について
- 日程第10 議案第4号 平成26年度上富良野町農業施策に関する建議について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	坂弥 雅彦	主査	林下 里志
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後2時00分） （着席）

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」 ご着席ください。

開会の宣言

事務局長 只今より、第30回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
10番 石橋信次 委員に合わせ、ご唱和ください。

杉本委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、11名であります。定数に達しておりますので、これより第30回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、3番 白井一宏 君、5番 館尾雄治 君を指名いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について、次の3件の報告をいたします。報告第1号朗読。

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった次の3件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。報告第2号朗読。

議 長 報告第2号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長 日程第4 報告第3号「農業委員会事務監査結果の報告について」の件を議題といたします。報告第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第3号について、ご説明いたします。
平成25年11月25日に農業委員会事務室にて実施された平成25年度4月から9月の上半期に係る農業委員会事務監査の結果について、報告いたします。
(※事務監査結果を添付)

議 長 報告第3号について、白井事務監査委員長から補足説明をお願いします。

白井委員 事務監査委員の白井です。
平成25年度4月～9月分、上半期における事務監査を11月25日に監査委員3名（白井、岡和田、館尾）にて、農業委員会事務室で実施しました。
農業委員会に関する法律に基づく事務、町の委任に基づく事務、並びに関係する会計処理について、伝票、決議書、復命書など関係書類の資料の提出を求め、その中から抽出して点検、照合を行い、事務職員から事務の執行状況及び内容の聴取を行なったところです。
その結果、事務は適正に処理されていると認められましたので、報告いたします。

議 長 報告第3号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第3号を終わります。

議 長 日程第5 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
富原地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定(売買1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成25年12月9日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。
以下、内容を朗読いたします。諮問第1号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 所12番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。所12番について、補足説明いたします。
11月25日に富原地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、富原会館で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん、後継者がいなくなったため規模縮小による売買です。受け手 ○○線○○号の○○○○さん。
所在地は、○○線○○号と○○号間にある田となります。10a当たり195,000円での売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、所12番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、○番 ○○○○委員の退席を求めます。
(○番 ○○○○ 委員 退席)

諮問第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。
富原地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定(売買1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。
平成25年12月9日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。
以下、内容を朗読いたします。諮問第2号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第2号 所13番について、提案に関する補足説明を願います。
「12番 青地 修 委員」

青地 12番 青地です。所13番について、補足説明いたします。
職務代理 11月25日に富原地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、富原会館で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん、後継者がいなくなったため規模縮小による売買です。受け手 ○町○丁目の○○○○さん。
所在地は、○○線○○号と○○号間にある田となります。10a 当たり 195,000 円での売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所 1 3 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○番 ○○○○ 委員の退席を解きます。(○番 ○○○○ 委員 着席)

議 長 日程第7 「議案第1号 農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の2件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。
平成25年12月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 議案第1号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「6番 井村悦丈 委員」

井村(悦)
委員 6番 井村です。議案第1号 1番について、補足説明いたします。
出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○○○さん、経営主の○○○○さんから息子の○○○○さんへ経営移譲による使用貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 2番、3番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 白井一宏 委員」

白井委員 3番 白井です。議案第1号 2番、3番について、補足説明いたします。

2番 出し手 ○○○○の○○○○さん、受け手 ○○○○の○○○○さん、所在地は
○○道路となります。隣接された農地なため、耕作しやすく使用貸借となりました。

3番 出し手 ○○○○の○○○○さん、受け手 ○○○○の○○○○さん、2番と同
じく隣接された農地を耕作しやすく使用貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第1号 3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった次の件について、審議を求める。
平成25年12月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
許可申請は、農業振興地域内の農用地区域ですが農業用施設の建設、また、第2種区域における転用計画であり、問題はないと考えます。
審議資料として、農地法第4条調書を添付してご置きます。以下、内容を朗読。
(※農振地域整備計画の変更を説明。)

議 長 議案第2号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 石橋信次 委員」

石橋委員 10番 石橋です。議案第2号 1番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん、宅地の横にある田となりますが、作業機械の増加により、既存の農業用施設の隣部分に農業用倉庫を増設するため、申請となりました。農業用倉庫の建設であり、転用には問題ないと考えます。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 2番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 白井一宏 委員」

白井委員 3番 白井です。議案第2号 2番について、補足説明いたします。

出し手 ○○○○の○○○○さん、所在地は○○道路から美瑛側に行った畑となります。周囲が山林に囲まれ、生産効率が低いため植林での転用申請となりました。第2種農地であり、転用には問題ないと考えます。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

富田委員 転用内容に関する質問ではないのですが、所有者が今回農地を転用するにあたり、農業者年金には何か影響はないのでしょうか。

事務局 農業者年金には、特に支障はありません。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 3番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。議案第2号 3番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○です。所在地は○○号道路の農地パトロールで確認を行った火山灰採取のところとなります。平成25年12月31日までの期限で一時転用の許可をしておりましたが、期間延長で平成26年11月30日までの変更申請となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 議案第3号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
平成25年12月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

議 長 議案第3号 1番について、調査を行った担当委員から補足説明をお願いします。
「8番 杉本隆一 委員」

杉本委員 8番 杉本です。11月15日に井村(昭)委員、三好委員とともに現地調査を行いました。
申請者は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、所在地は〇〇道路沿いの〇〇〇〇さん宅の裏になります。地目は畑ですが、現況は道路と河川に挟まれ、細長く不整形で樹木が繁っている状況です。
現地確認の結果、「農地及び採草放牧地以外」と判定されますので、宜しくお願いします。

議長 これをもって補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

岡和田委員 地目変更で、変更後の地目について議案書の備考欄にでも記載することはどうなのか。

事務局 「農地及び採草放牧地以外」と説明ありましたが、具体的な地目については、法務局の登記官が現地を確認して変更登記となります。おそらく原野、雑種地となると思われませんが、ここで確定するものではなく、「農地及び採草放牧地以外」とさせていただいております。

ほかに質疑ございませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第3号 二番について、調査を行った担当委員から補足説明をお願いします。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。11月29日に青地職務代理、杉本委員とともに現地調査を行いました。
申請者は、札幌市の〇〇〇〇さん、所在地は〇町〇丁目の〇〇〇〇の隣部分になります。地目は畑ですが、都市計画区域内にあり、現況は耕作されず草や樹木が繁っている状況で、先月、地元の方に草や木は刈ってもらい整理したところです。
現地確認の結果、「農地及び採草放牧地以外」と判定されますので、宜しくお願いします。

議 長 これをもって補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで、暫時休憩といたします。

——— 暫時休憩 午後2時50分から午後3時00分 ———

※農業委員会協議会の議題である「平成26年度上富良野町農業施策に関する建議書について」を先に協議してから、総会で決議を行います。

議 長

総会を再開いたします。

日程第10 議案第4号「平成26年度上富良野町農業施策に関する建議書について」
の件を議題といたします。

議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第4号について、ご説明いたします。

平成26年度上富良野町農業施策に関する建議書について、審議を求める。

平成25年12月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
先ほど12月9日の農業委員会協議会にて協議していただき、成案として提出させていただきました。この総会で審議のうえ可決後、本日町長へ手交いたします。

議 長 これより、質疑については先ほど皆さんで協議した内容を成案としておりますので、省略し、採決に入りたいと思います。

これより、議案第4号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、全て終了いたしました。

第30回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告3件、諮問2件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後3時05分

上記第30回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成25年12月 9日

上富良野町農業委員長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____